

建設業許可に関する Q & A

(大分県知事許可業者向け)



(令和4年3月版)

大分県土木建築部

土木建築企画課建設業指導班

【目 次】

◇建設業許可全般について（P. 1）

- 【Q 1】 建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？
- 【Q 2】 建設工事にはどのような種類がありますか？
- 【Q 3】 申請をすれば誰でも許可を受けることができますか？
- 【Q 4】 許可にはどんな区分がありますか？
- 【Q 5】 知事許可と大臣許可の違いは何ですか？
- 【Q 6】 特定建設業と一般建設業の違いは何ですか？
- 【Q 7】 建設業の営業所とは何ですか？
- 【Q 8】 許可の申請に必要な書類はどのようなものですか？
- 【Q 9】 許可の申請に必要な書類はどこで入手できますか？
- 【Q10】 許可の申請に手数料等の費用は必要ですか？
- 【Q11】 許可の申請手続きはどこで行えるのですか？
- 【Q12】 許可の申請を提出してからどのくらいで許可がもらえますか？
- 【Q13】 許可申請書類や確認書類はそれぞれ何部作成するのですか？
- 【Q14】 許可に有効期間はありますか？
- 【Q15】 許可の更新の際は事前に許可行政庁から連絡がありますか？

◇建設業許可要件等について（P. 6）

- 【Q16】 許可要件の「建設業に係る経營業務を適正に行うに足る能力を有する者」とはどういうことですか？
- 【Q17】 許可要件の「適正な社会保険への加入」とはどういうことですか？
- 【Q18】 許可要件の「専任技術者を営業所ごとに置いていること」とはどういうことですか？
- 【Q19】 許可要件の「請負契約に関して誠実性を有していること」とはどういうことですか？
- 【Q20】 許可要件の「請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること」とはどういうことですか？
- 【Q21】 許可要件の「欠格要件に該当しないこと」とはどういうことですか？
- 【Q22】 他社の取締役を常勤役員等（経營業務の管理責任者）にすることはできますか？
- 【Q23】 出向者を常勤役員等（経營業務の管理責任者）や専任技術者にすることはできますか？
- 【Q24】 令第3条の使用人とはどんな人ですか？

◇許可の更新・業種追加等について（P. 11）

【Q25】 更新の申請はいつまでにする必要がありますか？

【Q26】 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

【Q27】 業種追加の申請をしたいのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？

【Q28】 一般建設業の新規許可を受けて最初の更新を申請するのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？

【Q29】 業種追加の申請をするのですが、専任技術者の資格免状の写しの提出は必要ですか？

【Q30】 更新の申請に当たって必要な書類は何ですか？

【Q31】 更新に合わせて業種追加も 1 つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのでしょうか？

【Q32】 許可年月日の異なる複数の許可を一度に更新したいのですが、どうすればよいのでしょうか？

【Q33】 常勤役員等（経營業務の管理責任者）、専任技術者、役員等の変更の届出を提出しないまま更新の時期を迎えました。更新の申請書を提出すれば変更届の提出は省略できますか？

【Q34】 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書や専任技術者の実務経験証明書の記載内容を裏付ける書類を廃棄（紛失）してしまい用意できませんが、許可を受けることはできますか？

【Q35】 特定建設業の許可を受けていますが、更新直前の決算期の財務諸表で自己資本が 4,000 万円未満となってしまいました。許可の更新はできますか？

◇許可申請書類等について（P. 14）

【Q36】 工事経歴書の書き方が分かりません。どのように記載すればよいのですか？

【Q37】 設立直後でまだ工事実績がありませんが、「工事経歴書」や「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」は省略してもよいのですか？

【Q38】 常勤役員等（経營業務の管理責任者）の証明にはどのような書類が必要ですか？

【Q39】 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書や実務経験証明書は誰が証明するのですか？

【Q40】 許可を有する個人事業主である父親の元で、建設業の経営の補助した経験を以て常勤役員等（経營業務の管理責任者）の経験を証明したのですが、どのような書類が必要ですか？

【Q41】 専任技術者について許可を受けようとする建設業に関する 10 年以上の実務経験はどのように証明すればよいのですか？

【Q42】 専任技術者について許可を受けようとする建設業に関する 5 年以上の実務経験（高等学校において指定学科修了し卒業）はどのように証明すればよいですか？

【Q43】 常勤性の確認書類とはどのような書類ですか？

【Q44】 「登記されていないことの証明書」及び「身分（元）証明書」は誰のものが必要で、どこで入手できますか？

【Q45】 設立直後で県税の納税証明書をとることができない場合、何を添付すればよいのですか？

【Q46】 500 万円以上の資金調達能力について、複数の金融機関の残高証明書の額を合算することは認められますか？

◇建設業の業種分類等について（P. 19）

【Q47】 建築工事業（建築一式工事）の許可を受ければ、建築に係るどのような工事でも請け負うことができますか？

【Q48】 道路維持管理業務委託や電気設備・消防設備の保守点検業務は建設工事に該当しますか？

【Q49】 太陽光発電工事を請け負う場合、どのような業種の許可が必要ですか？

【Q50】 船舶に係る請負工事（エンジンの取付工事、内装工事、管工事、塗装工事等）は建設業法上の請負工事と見なされますか？

◇変更届及び廃業届等について（P. 20）

【Q51】 商号、所在地、資本金、役員等を変更したときはどんな届出が必要ですか？

【Q52】 常勤役員等（経營業務の管理責任者）や専任技術者を変更したときはどのような届出が必要ですか？

【Q53】 役員等、専任技術者及び令第 3 条の使用人の自宅住所が変更になった場合、変更届出書の提出は必要ですか？

【Q54】 決算終了後に提出する変更届出書（決算変更届）は毎年度提出しなければいけないのですか？

【Q55】 大分県知事許可業者ですが、変更届出書（決算変更届）に添付する納税証明書は、法人税（国税）のものですか、それとも法人事業税（県税）のものですか？

【Q56】 廃業届（様式第 22 号の 4）はどんな時に提出するのですか？

◇その他（P. 22）

【Q57】 個人で許可を受けている親から子が事業を引き継ぎました。建設業の許可も引き継ぐことができますか？

【Q58】 個人で許可を受けていましたが、法人化（法人成り）しました。個人の許可で引き続き営業することはできますか？

【Q59】 商号、代表者等を変更したのですが、変更届出書を提出すれば、許可通知書は新たに発行してもらえるのですか？

【Q60】 許可通知書を紛失してしまいました。再発行はできますか？

◇建設業許可全般について

Q 1 建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？

A 1 建設業を営むには、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除いて、建設業の許可が必要になります。

※軽微な建設工事とは以下に該当するものをいいます。

建築一式工事
①工事1件の請負代金が1,500万円に満たない工事（税込み）
②延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
建築一式工事以外の工事
1件の請負代金が500万円未満の工事（税込み） （土木一式工事等）

※請負代金の額は、同一の建設業者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負う場合、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額となります。

※請負代金の額は、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えた額となります。

※木造住宅とは、主要構造部が木造で、住宅、共同住宅、店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

建設業許可の手引き P 1 参照

Q 2 建設工事にはどのような種類がありますか？

A 2 建設工事には、2種類の一式工事（土木一式工事と建築一式工事）と27種類の専門工事があります。建設業法により、「建設工事とは土木建築に関する工事で、建設業法第2条別表第一の上欄（及び告示等）に該当」するものとされています。

建設業許可の手引き P 2 参照

Q 3 申請をすれば誰でも許可を受けることができますか？

A 3 建設業の許可を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

- (1)建設業に係る経營業務を適正に行うに足りる能力を有する者
- (2)適正な社会保険への加入
- (3)専任技術者を営業所ごとに置いていること
- (4)請負契約に関して誠実性を有していること
- (5)請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- (6)欠格要件に該当しないこと

これらの要件に該当することを確認するために、申請時には確認資料を提出していただきます。

要件は項目毎にしっかりと確認をして頂く必要があります。詳細は、建設業許可の手引きにて確認をしてください。

建設業許可の手引き P 11 以降参照

Q 4 許可にはどんな区分がありますか？

A 4 許可の区分には、管轄の区分として国土交通大臣許可と知事許可があり、業種ごとの区分として一般建設業の許可と特定建設業の許可があります。

同一の建設業者が大臣許可と知事許可の両方を受けることはできず、また、同一の業種について一般建設業と特定建設業の両方の許可を取得することはできません。

ただし、土木工事業は特定建設業、電気工事業は一般建設業、といったように、2つ以上の業種を申請する場合には、一般建設業と特定建設業を同一の申請者が取得することは可能です。

建設業許可の手引き P 2 以降参照

Q 5 知事許可と大臣許可の違いは何ですか？

A 5 1つの都道府県にだけ営業所を置く場合は知事許可が、2つ以上の都道府県に営業所を置く場合には国土交通大臣許可が必要になります。

大分県内のみ複数の営業所があっても大分県知事の許可を受けることにはなりますが、1か所でも県外に営業所を置く場合には国土交通大臣許可が必要になります。

この区別は営業所の設置状況によるもので、知事許可でも国土交通大臣許可でも営業する地域や工事を施工する地域に制限はありません。

建設業許可の手引き P 2 参照

Q 6 特定建設業と一般建設業の違いは何ですか？

A 6 特定建設業と一般建設業では、元請として工事を請け負った場合に下請に出せる金額が異なります。

発注者から直接請け負った建設工事について、下請金額の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合には特定建設業の許可が必要になります。この金額は、下請1社についてではなく、原則としてその工事1件について下請に発注した金額の合計を指します。

一般建設業でも特定建設業でも請負金額自体に上限はなく、また、元請ではなく下請として工事を請け負った場合の再下請負金額の総額にも制限はありません。

なお、特定建設業許可は下請業者の保護や工事の適正な施工の確保のために設けられている制度で、一般建設業者に比べて多くの規制があります。

建設業許可の手引きP2及び『建設業者が守るべき事項』参照

Q 7 建設業の営業所とは何ですか？

A 7 建設業法でいう「営業所」とは、本店若しくは支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積もり、入札、請負契約等の実態的な業務を行っている事務所）をいいます。

したがって、建設業に無関係な支店、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所などは営業所と認められません。

また、これらの事務所（支店等）には、常勤役員等（経營業務の管理責任者）又は令第3条の使用人が常勤し、専任技術者が専任している必要があります。

「営業所」の最低限度の要件としては、事務所などの建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えていることが必要と考えられています。独立した営業所と言えるためには、営業のための看板等があり、他の事業体と電話、机等の什器備品を共有しておらず、事務スペースが明確に区分されていることに加え、賃貸借契約等で使用権限が確認できることが求められます。

建設業許可の手引きP2参照

Q 8 許可の申請に必要な書類はどのようなものですか？

A 8 大分県のHPの中の「建設業指導班のページ」に「許可申請書編纂順及び添付書類

一覧表」に必要書類を掲載していますので確認が可能です。

その他、許可申請書類のうち正本（1部）はA4縦型の『緑色紙ファイル』に綴じて提出してください。

建設業許可の手引きP3及びP35参照

Q9 許可の申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A9 大分県のHPの中の「建設業指導班のページ」から、作成様式がダウンロードできます。

作成様式以外の証明書類については、「登記されていないことの証明書」は法務局（県内では地方法務局のみ。支局及び証明サービスセンターは不可。）で、「身分（元）証明書」は市町村役場で、「県税（事業税）の納税証明書」は県税事務所で、「預金残高証明書又は融資可能額証明書」は各取引金融機関で、「商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書」は各法務局（支局及び証明サービスセンター可。）で取得する必要があります。

Q10 許可の申請に手数料等の費用は必要ですか？

A10 許可申請には手数料が必要となります。手数料の額は、申請の区分に応じて決まっています。

新規，許可換え新規，般・特新規・・・9万円

業種追加，更新・・・5万円

なお、複数の申請を同時に行う場合には、組合せにより加算されます。例えば、更新の申請と業種追加の申請を同時に行う場合には5万円+5万円=10万円になります。

※許可申請の区分について

- ・新規…現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合
- ・許可換え新規…現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合
- ・般・特新規…一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合
- ・業種追加…一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
- ・更新…すでに許可を受けている建設業をそのまま続けようとする場合

建設業許可の手引き P 3、33、39-40 参照

Q11 許可の申請手続きはどこで行えるのですか？

A11 大分県知事許可の場合には主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所に申請書類を作成し提出してください。様式は大分県のHPの中の「建設業指導班のページ」に掲載しています。建設業許可の手引きを参考にして作成してください。

建設業許可の手引き P 3、5-6 参照

Q12 許可の申請を提出してからどのくらいで許可がもらえますか？

A12 許可の申請から許可の通知までの期間は、申請書の受付からおおむね30日程度です。ただし、書類の不備等により、補正対応が必要な場合については、別途補正に要する期間がかかります。

建設業許可の手引き P 4、38 参照

Q13 許可申請書類や確認書類はそれぞれ何部作成するのですか？

A13 許可申請書類や変更届出書は正本1部及び写し1部を作成が必要ですが、審査の過程での修正の指示や受付確認等のためにも申請者用の控えとしてもう1部を作成することを推奨しています。

許可申請書類は、正本（1部）をA4縦型の『緑色紙ファイル』に綴じて提出してください。

建設業許可の手引き P 3、38 参照

Q14 許可に有効期間はありますか？

A14 建設業許可の有効期間は5年間です。

許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって許可は満了します。有効期間の満了日が日曜日などの休日にあたる場合でも、その日をもって満了します。（例えば、平成30年7月20日に許可を受けた場合には、令和5年7月19日をもって許可が満了します。）

引き続き許可を受けて営業する場合には、許可満了日の 30 日前までに許可の更新手続きを行う必要があります。

建設業許可の手引き P 4 参照

Q15 許可の更新の際は事前に許可行政庁から更新時期のお知らせの連絡がありますか？

A15 県庁や各土木事務所から、更新時期のお知らせのご連絡をすることはありません。許可有効期間が切れないように許可満了日 30 日前までに許可更新手続きを申請してください。

◇建設業許可要件等について

Q16 許可要件の「建設業に係る経營業務を適正に行うに足りる能力を有する者」とはどのようなことですか？

A16 「常勤役員等（経營業務の管理責任者）としての経験」とは、営業取引のうえで、対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者が最低でも 1 人は必要であるとされ、この要件が定められています。

許可を受けようとする者が、法人である場合には常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうちの 1 人が、また、個人である場合には本人又は支配人のうちの 1 人が、「建設業に関し、5 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。」等（一部抜粋）が求められます。

具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人、その他支店長、営業所長（契約締結の代理権を有しているもの）等の地位にあつて、経營業務を総合的に執行した経験を指し、単なる連絡所の長又は現場事務所の長のような経験は含まれません。

また、令和 2 年 10 月 1 日の建設業法改正により常勤役員等（経營業務の管理責任者）になることができるための条件が以下のとおり、一部追加されています。

⑦建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者に加えて、常勤役員等を直接に補佐する者として、当該建設業者又は建設業を営む者において「財務管理の業務経験」、「労務管理の業務経験」、「運営業務の業務経験」について、5 年以上の経験を有する者をそれぞれ置く（一人が複数の経験を兼ねることが可能）ものであること。

④五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者に加えて、常勤役員等を直接に補佐する者として、当該建設業者又は建設業を営む者において「財務管理の業務経験」、「労務管理の業務経験」、「運營業務の業務経験」について、5年以上の経験を有する者をそれぞれ置く（一人が複数の経験を兼ねることが可能）ものであること。

他にも、この Q&A には記載しきれない注意点等が多数ありますので、詳細は建設業許可の手引きを参照してください。

建設業許可の手引き P 11-13 参照

Q17 許可要件の「適正な社会保険への加入」とはどのようなことですか？

A17 「適正な社会保険への加入」という許可要件は令和 2 年 10 月 1 日の建設業法改正で新たに定められました。

【健康保険、厚生年金保険】適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること。

【雇用保険】適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること。

上記 2 点が新たに建設業の許可要件に追加されました。適正な社会保険への加入を確認するために、社会保険関係書類を提出していただき加入確認をします。提出すべき確認書類は許可の手引きを参照してください。

建設業許可の手引き P 83-91 参照

Q18 許可要件の「専任技術者を営業所ごとに置いていること」とはどのようなことですか？

A18 許可を受けようとする建設業に関して、「一定の資格又は経験を有する技術者」を各営業所に専任で配置をすることが許可の要件として求められます。建設業の種類(29 業種)及び一般建設業許可と特定建設業許可の区分に応じて必要な資格や実務経験が定められています。

数ページにわたる対応資格の一覧表やこの Q&A には記載しきれない注意点等が多数ありますので、詳細は建設業許可の手引きを参照してください。

建設業許可の手引き P 14-16、20-32、110-123（様式、有資格コードなど）参照

Q19 許可要件の「請負契約に関して誠実性を有していること」とはどういうことですか？

A19 許可を受けようとする者が法人である場合には、その法人、役員等、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと、が求められます。

「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

建設業許可の手引き P18 参照

Q20 許可要件の「請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること」とはどういうことですか？

A20 建設業許可を受けるべき建設業者としての最低限度の経済的水準を求めるものです。一般建設業許可と特定建設業許可で求める水準が異なります。

一般建設業許可の場合

次のいずれかに該当すること。

(イ) 自己資本の額が 500 万円以上であること

(ロ) 500 万円以上の資金を調達する能力を有すること

(ハ) 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けかつ、継続して営業した実績を有すること

※ (ハ) は新規許可では該当しません。また、新規で許可を取得し、5 年後の更新許可を受けずに業種追加を申請する場合又は更新と業種追加を同時に申請するは、(ハ) は該当しないため、(イ)、又は (ロ) で確認することになります。

特定建設業許可の場合

次のすべてに該当すること。

(イ) 欠損の額が資本金の額の 20 %を超えていないこと

(ロ) 流動比率が 75 %以上であること

(ハ) 資本金の額が 2,000 万円以上であり、自己資本の額が 4,000 万円以上であること

各項目に対する説明及び注意事項等の詳細は建設業許可の手引きを参照してください。

建設業許可の手引き P17 参照

Q21 許可要件の「欠格要件に該当しないこと」とはどういうことですか？

A21 許可を受けようとする者が一定の法令等の規定に違反した者等に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、欠格要件に該当するとして建設業許可をしてはならないことになっています。

- 1.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 2.不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 3.許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 4.上記3の届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 5.営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6.営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 7.禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 8.建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
- 9.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第14号において「暴力団員等」という。）
- 10.心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 11.営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9のいずれかに該当する者
- 12.法人その役員等又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第9号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前か

ら、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。)のあるもの

13.個人で政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第9号までのいずれかに該当する者(第2号に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。)のあるもの

14.暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令等の規定等については、建設業許可の手引きを参照してください。

建設業許可の手引き P18-19 参照

Q22 他社の取締役を常勤役員等(経營業務の管理責任者)にすることはできますか?

A22 他社の非常勤取締役(代表取締役ではない)である場合は、非常勤の証明書を提出することにより常勤役員等(経營業務の管理責任者)にすることができます。

他者の代表取締役の場合は、非常勤であっても他に常勤の代表取締役がいない場合は常勤役員等(経營業務の管理責任者)にすることはできません。

また、地方公共団体の議会の議員、他社の個人事業主、他社の常勤役員等(経營業務の管理責任者)等、その職務の性格上相当程度の専任性を要求される職に就いている者は、その社の経營業務に専任できないとみなされるので、常勤役員等(経營業務の管理責任者)になることは出来ません。

なお、常勤役員等(経營業務の管理責任者)は所属する営業所に常勤することが必要です。常勤とは、原則として休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事することをいいます。

建設業許可の手引き P11-12 参照

Q23 出向者を常勤役員等(経營業務の管理責任者)や専任技術者にすることはできますか?

A23 出向者の方も常勤役員等(経營業務の管理責任者)や専任技術者になることができ

ます。その場合、通常の常勤性の確認書類のほか、出向契約書、出向協定書(出向者の氏名が記載されていない場合は出向者名の確認できる出向辞令等)、出向者の賃金の負担関係を示すもの、出向元の健康保険被保険者証等を確認資料として用意していただきます。

なお、原則として出向社員の方を工事現場の配置技術者とすることはできません。

Q24 令第3条の使用人とはどんな人ですか？

A24 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」のことで、法人等の代表者から、請負契約の見積り、入札、契約締結等に関して権限を与えられた、支店や営業所（建設業の営業所）の代表者を指します。会社の役員等と同様、建設業法第8条に規定する欠格要件に該当する者はなれません。

申請者が個人であって（支配人登記をしている）支配人を置く場合は、その支配人もこれに該当します。

建設業許可の手引き P49 参照

◇許可の更新・業種追加等について

Q25 更新の申請はいつまでにする必要がありますか？

A25 許可の有効期限を経過後、引き続き建設業の許可を受けようとする方は、当該許可の有効期間満了の日の30日前までに許可の更新の申請をしなければなりません。なお、大分県知事許可の場合は有効期間満了の日の3か月前から申請を受け付けています。

建設業許可の手引き P4 参照

Q26 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

A26 許可の有効期限を経過したときは、更新の許可申請はできません。この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になります。

建設業許可の手引き P4 参照

Q27 業種追加の申請をしたいのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？

A27 一般建設業許可の業種追加の場合であれば許可を受けて継続して5年以上の営業の実績があれば省略できます。新規許可を受けてから5年に満たない場合は、改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認が必要となります。

特定建設業許可の業種追加の場合は財産的要件を満たす必要があるため、A20 で記載の（イ）～（ハ）の全てを満たしていなければなりません。

建設業許可の手引き P17 参照

Q28 一般建設業の新規許可を受けて最初の更新を申請するのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？

A28 大分県においては最初の更新申請（更新のみの申請）の際には5年経過したものと見なして、A20 の「一般建設業許可の場合（ハ）許可申請直前の過去5年間許可を受けかつ、継続して営業した実績を有すること」に該当するものと見なして省略を認めています。

建設業許可の手引き P17 参照

Q29 業種追加の申請をするのですが、専任技術者の資格免状の写しの提出は必要ですか？

A29 現在専任技術者となっている人で、新規申請の時や専任技術者の追加の時など既に写しの提出が済んでいる資格については、写しの提出は省略することができます。

建設業許可の手引き P35 参照

Q30 更新の申請に当たって必要な書類は何ですか？

A30 許可申請書編纂順及び添付書類一覧表において、申請区分5（更新）で必要とされる書類を作成、提出するようしてください。

更新申請の際には、定款や株主（出資者）調書など、変更が無ければ省略可能な書類があります。

また、決算終了後4ヶ月以内に提出する変更届出書（決算変更届）を毎年度提出していることを確認しますので、必ず提出するようしてください。

建設業許可の手引き P 35 参照

Q31 更新に合わせて業種追加も 1 つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A31 許可申請書編纂順及び添付書類一覧表において、申請区分 8（業種追加+更新）で必要とされる書類を作成、提出するようにしてください。この場合、許可申請の時期や許可事務の処理状況等に応じて「許可事務の処理日または更新年月日（許可期間の末日の翌日）」に有効期間（許可年月日）が調整されます。許可事務の処理日が更新年月日よりも早ければ「許可事務の処理日が許可年月日」となり、更新年月日が許可事務の処理日よりも早ければ「更新年月日が許可年月日」となります。

建設業許可の手引き P 33 参照

Q32 許可年月日の異なる複数の許可を一度に更新したいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A32 許可申請書類の「許可の有効期間の調整」で「1」（調整する）にして申請することで、許可年月日の異なる複数の許可を一度に更新（一本化）することができます。この場合、全ての許可について最も古い許可年月日の更新日に調整されることとなります。なお、保有する一部の許可のみ有効期間の調整をすることはできません。

建設業許可の手引き P 33、43 参照

Q33 常勤役員等（経營業務の管理責任者）、専任技術者、役員等の変更の届出を提出しないまま更新の時期を迎えました。更新の申請書を提出すれば変更届の提出は省略できますか？

A33 変更届の提出は省略できません。更新の申請は「既に受けている許可をそのままの要件で続けて申請」することなので、変更が生じている場合には、更新の申請の前に変更の届出を行う必要があります。また、更新の申請と同時に上記変更を行う場合にも、更新申請書と同時に、別途変更届を提出してください。

変更届の提出がなされておらず、仮に許可要件を満たしていない期間があることが判明した場合は建設業法上の処分に該当する可能性もありますのでご注意ください。

建設業許可の手引き P 33-35 参照

Q34 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書や専任技術者の実務経験証明書の記載内容を裏付ける書類を廃棄（紛失）してしまい用意できませんが、許可を受けることはできますか？

A34 常勤役員等（経營業務の管理責任者）、専任技術者は、重要な許可要件ですので、証明書の記載内容を裏付ける確認書類を提出しなければ、許可を受けることはできません。

建設業許可の手引き P 97-123 参照

Q35 特定建設業の許可を受けていますが、更新直前の決算期の財務諸表で自己資本が4,000万円未満となってしまいました。許可の更新はできますか？

A35 特定建設業の場合、許可申請（新規・更新・業種追加含む）において、財産的基礎のすべてを満たすことが必要であり、一つでも満たさない場合には特定建設業許可が受けられません。

一般建設業許可で継続を希望する場合は、特定建設業の許可の廃業届と同時に一般建設業の新規（又は追加）申請を行ってください。

建設業許可の手引き P 17 参照

◇許可申請書類等について

Q36 工事経歴書の書き方が分かりません。どのように記載すればよいのですか？

A36 工事経歴書（様式第2号）については、許可に係る建設工事の種類毎に作成します。建設工事の種類毎に作成するにあたり、当該年度に全く完成工事高がない場合でも作成を省略するのではなく、工事实績が無い旨記載したものを作成してください。ただし、実績のない業種が複数ある場合については、1枚の工事経歴書にまとめて記載することができます。

また、1件の請負契約を分割し、複数の工事経歴として計上することはできませんのでご注意ください。

建設業許可の手引き P 52-58 参照

Q37 法人設立直後でまだ工事实績がありませんが、「工事経歴書」や「直前3年の各事業年度における工事施工金額」は省略してもよいのですか？

A37 省略はできません。「工事経歴書（様式第2号）」や「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」は工事实績の無い場合でも必ず添付してください。その際、「新規設立のため実績無し」等と記載してください。

建設業許可の手引き P35 参照

Q38 常勤役員等（経營業務の管理責任者）の証明にはどのような書類が必要ですか？

A38 必要な書類は法人の役員等の場合と個人事業主等の場合で書類が異なります。また、申請者の状況に応じて提出を求める書類も異なります。特に、Q16㉞、㉟で記載している、令和2年10月1日建設業法改正で新たに定められた要件で証明しようとする場合は個別具体的に判断する必要がありますので、事前に管轄の土木事務所または県庁土木建築企画課建設業指導班にご相談ください。

詳細は、建設業許可の手引きを必ず確認してください。

以下、建設業許可の手引きの一部抜粋です。

1 法人の役員等としての経験について証明する場合

(1) 役員であったことの証明として

- ・経營業務の管理責任者としての経験をした法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(2) 証明しようとする建設業について経験したことの証明として

- ・契約書（写し）、注文書（写し）、施工証明書（原本）、許可通知書（写し）等
- ※証明者（注文者）の氏名や押印・請負人・工事内容・工事場所・請負代金額・工期が確認できること。なお施工証明書の場合は必ず証明者の電話番号を記載してください。また、工期は年月日まで記載してください。

2 個人事業主等としての経験について証明する場合

(1) 個人で事業を行っていたことの証明として

- ・所得額証明書（過去5年間分）

(2) 証明しようとする建設業について経験したことの証明として

- ・契約書（写し）、注文書（写し）、施工証明書（原本）、許可通知書（写し）等

建設業許可の手引き P97-109 参照

Q39 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書や実務経験証明書は誰が証明するのですか？

A39 自社での経營業務の管理責任者としての経験や実務経験を証明する場合は、申請者（法人又は個人事業主）が証明することになります。

他社での経験を証明する場合については、証明を受ける方が在職していた当時の法人又は個人事業主が証明します。

なお、以前勤めていた会社が倒産した場合など、正当な理由があり、この方法をとることができない場合には理由を記載し、当時の代表取締役（個人）に証明をもらってください。

建設業許可の手引き P97-119 参照

Q40 許可を有する個人事業主である父親の元で、建設業の経営の補助した経験を以て常勤役員等（経營業務の管理責任者）の経験を証明したいのですが、どのような書類が必要ですか？

A40 個人事業主の下で経營業務の管理責任者の経験を積むためには、登記されている支配人若しくは家族専従者として事業主と共に経營業務に従事していることを要件としています。

個人事業で、事業主の親族が「6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者」として申請若しくは届出があった場合は、原則として事業主の確定申告書控え（税務署の受付印があるもの）及び所得証明書等により専従者給与を受給しており、家族専従者であったことが確認できる期間についてその地位を確認します。

併せて、証明しようとする建設業について経験したことの証明として、「契約書（写し）、注文書（写し）、施工証明書（原本）、許可通知書（写し）等」の提出を求めています。

建設業許可の手引き P-107 参照

Q41 専任技術者について許可を受けようとする建設業に関する 10 年以上の実務経験はどのように証明すればよいですか？

A41 実務経験証明書とその裏付として当該証明書記載の建設工事に係る「契約書」、「注文書」、「工事施工証明書（原本）」等を必要年数分（1年1件以上）添付しなければなりません。

実務経験の内容欄には1年1件代表的な工事を上げその他〇件と記載し、1年間を証明

することができます。(建設業許可の手引き P 122 記載例参照)

裏付書類の添付にあたっては工期の最初から工期末までが必要年数分あるか注意してください。実務経験期間は、記載のある代表的な工事の工期と年間施工件数を見て確認します。工期が短く、実施件数も少ない場合は当該 1 年間の実務経験を十分に認定できないことがあります。

実務経験年数は工事期間の積み上げにより必要年数以上の経験年数を有していることが前提であり、1 年に数件実績があればよいということではありません。主な工事の工期と工事件数等を考慮し、経験年数等を確認する必要があると判断された場合には、主な工事以外の工事实績も確認するので、工事件数等の記載については十分注意してください。

詳細は建設業許可の手引きを確認してください。

建設業許可の手引き P 122-123 参照

Q 42 専任技術者について許可を受けようとする建設業に関する 5 年以上の実務経験（高等学校において指定学科修了し卒業）はどのように証明すればよいですか？

A 42 A 41 を参考に 5 年分の実務経験の証明と高等学校における指定学科の卒業証明書（原本）の提出が必要です。

詳細は建設業許可の手引きを確認してください。

建設業許可の手引き P 32 参照

Q 43 常勤性の確認書類とはどのような書類ですか？

A 43 許可申請や変更届を提出された際、常勤役員等（経營業務の管理責任者）、専任技術者及び令第 3 条の使用人について、現に常勤しているかどうかを確認するための客観的な証明書類等の提出、提示を求めています。

主な常勤性の確認書類としては、健康保険被保険者証（事業所名、資格取得年月日が記載されているもの）、健康保険・厚生年金被保険者（資格取得確認及び）標準報酬決定通知書、等があります。

Q 44 「登記されていないことの証明書」及び「身分（元）証明書」は誰のものが必要で、どこで入手できますか？

A 44 法人の場合は役員（顧問、相談役及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する個

人の株主等は除く)及び令第3条に規定する使用人の方のものが必要になります(いずれも提出前3か月以内のもの)。

なお、監査役は役員に含まれませんので提出の必要はありません。

「登記されていないことの証明書」は東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)窓口で発行されます。

なお、郵送による交付については東京法務局のみで取り扱っています。詳しくは法務局に直接お問い合わせください。

「身分(元)証明書」は本籍地を所管する市区町村窓口で発行されますので、各市区町村に直接お問い合わせください。

また、上記の書類に代えて、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」の提出も可能です。契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨及び、その根拠が記載されたものであり、申請又は届出日前3月以内に発行されたものとされています。

詳しくは「建設業許可の手引き」「建設業許可事務ガイドライン」を参照してください。

建設業許可の手引き P96 参照

建設業許可事務ガイドライン P20～参照

※建設業許可事務ガイドラインは大分県HPの

「建設業指導班のページ」→「建設業許可の手引き」のページに掲載しています。

Q45 設立直後で県税の納税証明書をとることができない場合、何を添付すればよいのですか？

A45 納税証明書の代わりとして、事業所設置届の受理証明書を提出してください。

建設業許可の手引き P128 参照

Q46 500万円以上の資金調達能力について、複数の金融機関の残高証明書の額を合算することは認められますか？

A46 複数の金融機関に申請者名義の預金残高がある場合、残高日が同一日の預金残高証明書の額を合算し、500万円以上あれば認められます。

建設業許可の手引き P 128 参照

◇建設業の業種分類等について

Q47 建築工事業（建築一式工事）の許可を受ければ、建築に係るどのような工事でも請け負うことができますか？

A47 建築工事業（建築一式工事）の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500 万円以上（税込）の専門工事を単独で請け負うことはできません。土木工事業（土木一式工事）も同様の扱いとなります。

例：「〇〇邸内装改修工事」：「内装仕上げ工事」に該当し、建築一式工事業の許可のみでは 500 万円以上（税込）の工事は請け負えません。

※「建築一式工事」とは、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事とされています。通常、新築及び増改築等の大規模工事を元請として請け負う工事が該当します。それ以外の工事は、原則として各業種の専門工事となります。

建設業許可の手引き P 7-10 参照

Q48 道路維持管理業務委託や電気設備・消防設備の保守点検業務は建設工事に該当しますか？

A48 建設工事に該当するかどうかは、「建設工事とは土木建築に関する工事で、建設業法第 2 条別表第一の上欄（及び告示等）に該当」するものかどうかと、（元請、下請等のいかなる名義を問わず）「工事の完成を請け負うものに該当」するものかどうかで判断することになります。

維持管理業務や保守点検業務は基本的に建設工事に該当しません。

【建設工事に該当しない業務の例】

樹木の剪定、除草、除雪、測量、設計、地質調査、建設機械リース（オペレーターが付かないもの）、船舶修理、側溝・水路の清掃、他社の作業の手伝い等

建設業許可の手引き P 1-2、7-10 参照

Q49 太陽光発電工事を請け負う場合、どのような業種の許可が必要ですか？

A49 太陽光発電工事（税込 500 万円以上）については、発電設備工事に該当すると考えられることから電気工事業の許可が必要となります。ただし、太陽光発電パネル自体が屋根材として機能するものを住宅等の屋根に設置する工事については、屋根工事に該当します。

建設業許可の手引き P8 参照

Q50 船舶に係る請負工事（エンジンの取付工事、内装工事、管工事、塗装工事等）は建設業法上の請負工事と見なされますか？

A50 建設工事とは土木建築に関する工事で、建設業法第 2 条別表第一の上欄（及び告示等）に該当するものですので、船舶に係る請負工事は、土木建築に関する工事ではないため、建設業法上の建設工事には該当しません。

建設業許可の手引き P1 参照

◇変更届及び廃業届について

Q51 商号、所在地、資本金、役員等を変更したときはどんな届出が必要ですか？

A51 商号、所在地、資本金、役員等の他、営業所（支店等）の名称・所在地・営業所長（令第 3 条の使用人）等を変更したときは、変更の届出を行う必要があります。令第 3 条の使用人については変更後 2 週間以内、その他については変更後 30 日以内に届出を行ってください。

建設業許可の手引き P33-35、143～（記載例）参照

Q52 常勤役員等（経營業務の管理責任者）や専任技術者を変更したときはどのような届出が必要ですか？

A52 変更届出書（様式 22 号の 2）と共に常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書（様式第 7 号）及び別紙略歴書や専任技術者証明書（様式第 8 号）を作成し、変更についての届出を行ってください。いずれも変更後 2 週間以内に届出を行ってください。

なお、常勤役員等（経營業務の管理責任者）や専任技術者の退職等があり、代わるべき

者がいない場合は、許可要件を欠くことになり、許可を維持することができませんので廃業届を提出してください。

建設業許可の手引き P 33-35、148-161 参照

Q53 役員等、専任技術者及び令第3条の使用人の自宅住所が変更になった場合、変更届出書の提出は必要ですか？

A53 特に必要ありません。ただし、常勤役員等（経營業務の管理責任者）、専任技術者、令第3条の使用人の場合は、営業所への常勤性が保たれていることが前提です。

Q54 決算終了後に提出する変更届出書（決算変更届）は毎年度提出しなければいけないのですか？

A54 建設業法では決算変更届は事業年度（決算）終了後4か月以内に必ず提出しなければならないと定められています。これまで大分県では許可の更新の際は、過去（直前）1年分の決算変更届が提出されていれば良いという扱いをしていましたが、九州各県が「過去5年分の決算変更届が提出されていなければ許可の更新を認めない」としていることも踏まえ、法令遵守徹底を図るためにも、令和5年度からは、提出を怠り許可の更新を迎えた場合、更新申請受理前に提出すべき過年度分の決算変更届を全て提出していただく必要がありますのでご注意ください。

建設業許可の手引き P 33-35、52-79 参照

Q55 大分県知事許可業者ですが、変更届出書（決算変更届）に添付する納税証明書は、法人税（国税）のものですか、それとも法人事業税（県税）のものですか？

A55 大分県知事許可業者の場合、法人の方は法人事業税（県税）、個人の方は個人事業税（県税）の納税証明書を添付してください。事業税の納税証明書は県税事務所で発行しています。

なお、事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額が記載された納税証明書を提出してください（県税について滞納がないことの証明書では不可）。

建設業許可の手引き P 128 参照

Q56 廃業届（様式第22号の4）はどんな時に提出するのですか？

A56 廃業届は以下の場合に提出してください。

- 1.許可を受けた個人の事業主が死亡したとき（届出者：相続人）
- 2.法人が合併により消滅したとき（届出者：役員であった者（通常代表権を有していた者）元代表取締役）
- 3.法人が破産手続開始の決定により解散したとき（届出者：破産管財人）
- 4.法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき（届出者：清算人）
- 5.許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき〔自主的に廃業する場合や許可要件を満たさなくなった場合など〕（届出者：許可を受けている法人又は個人）

建設業許可の手引き P 34-35、138-139 参照

◇その他

Q57 個人で許可を受けている親から子が事業を引き継ぎました。建設業の許可も引き継ぐことができますか？

A58 建設業の許可は親個人に対して与えられたものであり、原則、子が許可をそのまま引き継ぐことはできません。子が新規許可申請を行う必要があります。

ただし、令和2年10月の建設業法改正による建設業法第17条の2、第17条の3に規定された建設業許可の承継（譲渡、譲受け、合併、分割、相続）の手続きにより、要件を満たし、事前に認可を受ければ、建設業の許可を引き継ぐことができます。

- ※ 相続の認可の手続きは、建設業者死亡後30日以内に申請書を提出する必要があります。
- ※ 申請する場合（相続を除く）は必ず余裕を持って事前相談をし、譲渡等を行う日の少なくとも30日（入札参加資格の承継も希望する場合は60日）以上前に申請してください。

建設業許可の手引き P 33 参照

Q58 個人で許可を受けていましたが、法人化（法人成り）しました。個人の許可で引き継ぎ営業することはできますか？

A58 個人と法人では人格が異なるため、原則、許可を引き継ぐことはできません。

ただし、令和2年10月の建設業法改正による建設業法第17条の2、第17条の3に規

定された建設業許可の承継（譲渡、譲受け、合併、分割、相続）の手続きにより、要件を満たし、事前に認可を受ければ、建設業の許可を引き継ぐことができます。

※ 相続の認可の手続きは、建設業者死亡後30日以内に申請書を提出する必要があります。

※ 申請する場合（相続を除く）は必ず余裕を持って事前相談をし、譲渡等を行う日の少なくとも30日（入札参加資格の承継も希望する場合は60日）以上前に申請してください。

建設業許可の手引き P33 参照

Q59 商号、代表者等を変更したのですが、変更届出書を提出すれば、許可通知書は新たに発行してもらえるのですか？

A59 新たに許可通知書の発行は行いません。変更内容を証明したい場合は許可通知書と大分県が受付済みの変更届で証明としてください。

Q60 許可通知書を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A60 できません。紛失には十分ご注意ください。